

第5章 確実な目標達成に向けて

1 「整備アクションプログラム」の策定及び適切な進捗管理

(1) 整備アクションプログラムの策定

密集市街地対策の主体である市は、危険密集を確実に解消し、密集市街地を安全・安心で魅力あるまちとしていくため、延焼拡大の危険性を効果的に低減できる箇所を特定し、その箇所での重点的な道路整備や老朽建築物の除却事業を位置づけるなど、危険密集の解消目標や目標達成に向けた取組み、適切な事業量・積極的な事業手法等を盛り込んだ実効性の高い整備アクションプログラムを策定します。

府は、市が整備アクションプログラムを策定するにあたり、目標達成の見込みなどプログラムの妥当性の確認を行うなど、より実効性の高い計画となるよう技術的な支援を行います。

(2) 適切な進捗管理

市は事業進捗や目標達成の見込みなどの進捗管理を行うとともに、府においてもGISを用いてきめ細かく延焼危険性の評価を行うなど、これまで以上に精緻な進捗管理を行います。

計画通り進んでいない場合は、府市でその要因を分析し、改善方策等を講じるなど、確実な目標達成に努めます。

また各市における課題や事業推進方策を共有するため、モニタリング会議を実施し、その結果等を踏まえ、整備アクションプログラムを毎年度更新します。

2 密集市街地のまちづくりに係る関係者の役割と取組み

密集市街地のまちづくりでは、地域住民、民間事業者、行政や都整センター、その他関係機関などの様々な関係者がそれぞれの適切な役割に基づき、相互に連携し取組みを進めることが重要です。

◆市

密集市街地対策の主体として、地域の特性を踏まえ、危険密集の解消や住環境の改善等に向けた取組みを示す整備アクションプログラムを策定し、道路・公園等の整備を推進するとともに、防火規制等の都市計画規制や老朽建築物の除却費助成などにより、地域住民等による取組みを促進します。また、災害時の応急対応など地域防災力の向上や、魅力あるまちづくりに向けた取組みを行います。

特に、危険密集を確実に解消するため、防火規制の早期導入や地区計画による壁面線の指定など規制強化に取り組むとともに、老朽建築物の除却促進のための補助制度の拡充や、道路整備を積極的に進めるための建物補償の導入など事業手法の拡充等を行います。

◆大阪府

広域的な観点から密集市街地対策の目標や取組みの方向性・枠組みを示し、広く発信するとともに、対策の主体である市を支援するため、GISを活用した延焼危険性のきめ細かな評価や進捗管理などの技術的な支援、土木事務所への密集担当の配置や市への職員派遣などの人的な支援や財政的な支援を充実・強化します。

また、府都市計画道路（三国塚口線、寝屋川大東線）の早期整備や、国に対する制度改善要望、各主体間のコーディネートなどを行っていきます。

◆公益財団法人大阪府都市整備推進センター

府が出資する法人として、密集市街地における防災性の向上と居住環境の改善という府の政策目的を一体となって遂行するため、地域住民のまちづくり活動に対する支援や、木質住宅等の老朽建築物所有者への除却・建替えの働きかけや事業化の支援を行うなど、民間や市と協力・連携を図りながら柔軟で多様な施策を展開します。

特に、危険密集の確実な解消や民間主体によるまちづくり等を推進していくため、平成30年度に強化した地域や市に対する支援メニューの継続・拡充が必要となったことから、府や市の依頼に基づいて、令和7年度までの間、(財)大阪府まちづくり推進機構（当時）から承継した基本財産を取り崩した財源を活用しながら、支援策を講じていきます。

◆UR都市機構等の公的団体、NPO等の関係団体や民間事業者等

それぞれが有する特性やノウハウが、密集市街地の防災性の向上と居住環境の改善に活かされるよう、行政や各主体と連携を図りつつ取組みを展開します。

◆地域住民、土地・建物所有者、地元団体等

密集市街地内の住民や土地・建物所有者、地元団体等には、自助、共助の観点から、災害時

に甚大な被害が出るおそれのある密集市街地の危険性の理解や情報収集に努め、不燃化等による住宅・建築物の安全性の確保、市のハザードマップなどを活用した災害時の避難場所・経路の確認、自主防災組織への参加など災害発生時の住民間の協力体制の構築等が求められます。

【目標達成に向けた府・市・都整センターの役割・取組み】

